

1号機カバー解体・ガレキ撤去作業時における通報連絡体制について

【警報発報設定値】

- ・オペフロ上ダストモニタ : $5000\text{Bq}/\text{m}^3$
- ・原子炉建屋近傍ダストモニタ : $100\text{Bq}/\text{m}^3$
- ・構内ダストモニタ : $100\text{Bq}/\text{m}^3$
- ・敷地境界付近ダストモニタ : $10\text{Bq}/\text{m}^3$

この値を「IAEA放射線緊急事態時の評価及び対応のための一般的手順」に沿ってシーベルト換算すると

- ・オペフロ上 : $0.84\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 相当
- ・原子炉建屋近傍及び構内 : $0.017\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 相当
- ・敷地境界付近 : $0.002\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 相当

で発報することになる。

【福島県及び原子力災害現地対策本部の対応】

上記のダストモニタの警報が一つでも発報した場合、福島県内設置のモニタリングポストの監視強化と変動値の確認を行い、敷地外の空間線量に有意な変動がみられる場合は、東電から25条通報がされない場合であっても、自治体に対し敷地外の空間線量情報を提供する。(下記の参考に示す値を大きく下回る場合であっても情報提供を行うことになる。)

<参考>

○原子力災害対策指針における1Fでの緊急事態区分を判断する基準のうち、放射線量の検出に係る通報基準

- ・1F敷地境界付近 : バックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均) + $5\ \mu\text{Sv}/\text{h}$